

Creva（以下「乙」という）が運営する「Creva WEB ページ制作・管理・更新サービス」（以下「本業務」という）を契約する全てのお客様（以下「甲」という）は以下のWEB ページ制作・管理請負契約規約を読み、同意書に電子サインを行った時点で同意したものとみなします。

第1条 目的

1. 甲は、ホームページの制作業務(以下「本業務」という)を乙に委託し、乙はこれを受託する。
2. 甲は、乙が本業務を遂行するに際して、必要な協力を行う。

第2条 仕様の提示

1. 甲は文書にて、乙に納入物の満たすべき仕様を提示する。
2. 乙が、甲より提示された仕様を満たせないと判断した場合は、すみやかに甲に告知する。

第3条 見積

乙は、受託内容、制作金額及びおよそ制作期間を明示した見積書（以下「見積書」という）を甲に提出する。

第4条 業務

乙が甲に提供する業務は下記の通りとする。

1. 甲より提示された仕様に従い、甲から提供されるテキスト原稿、画像等のデータと、乙の提供するHTMLによるデザイン・レイアウトデータ、および画像データ、スクリプト等と組み合わせて、ホームページを制作すること。
2. 既存の写真・画像等のスキャン（デジタルライズ）。
3. ホームページを公開するためのレンタルサーバーの契約手配。
4. 上記1により制作したホームページの内容を、甲からの指示に基づき更新すること。
5. ただし、上記のうち、見積書に記載されていない内容については委託の範囲外とする。

第5条 業務内容の変更

乙は、甲への事情の通知なくして、前条に定めるサービス商品内容につき、変更、廃止することが出来るものとする。変更後の内容については、ホームページへ記載するものとし、この時点より有効とする。

第6条 制作期間

1. ウェブコンテンツの制作期間は、乙が甲から制作に必要なすべてのデータを受け取った時点を起算日として計算する。ただし、この起算日より遅い日に制作に着手する旨の記載が見積書にある場合は、見積書に記載された着手日付を起算日とする。
2. 納期は、乙が見積書に記載した制作期間を起算日に足して計算した日付とする。ただし、見積書に納期が日付で記載されている場合は、見積書に記載された日付を優先する。
3. 甲からの指示により、見積提出後に制作内容に変更があった場合、見積書に記載された起算日及び制作期間、納期は無効とし、改めて両者協議の上で定める。

第7条 制作物の納品

1. 乙が甲に制作物の納品を行う前に、甲はインターネット上にて制作物の確認をするものとする。制作物確認依頼の案内は、電子メール等の手段によって通知する。
2. 甲は、制作物の確認依頼通知を受領後すみやかに、その内容の確認を行うものとする。甲からの乙への確認通知は上記確認依頼通知への返信メール、または文書等により行う。確認依頼通知を受領後7日以内に乙宛への連絡が無い場合は、甲により制作物の内容が承認されたものとする。

第8条 更新サービスの利用

甲が制作完了後の更新を希望する場合は、都度乙所定の申込書又は、インターネット上の乙指定フォームより必要事項を記入の上、提出する。

第9条 管理サービスの利用

1. 甲が制作完了後の管理を希望する場合は、乙所定の申込書又は、インターネット上の乙指定フォームより必要事項を記入の上、提出する。
2. ウェブコンテンツ管理を行うサーバは、乙指定サーバとする。
3. ドメイン取得は乙が代行して行う。また、ドメイン登録情報（Whois 情報）は乙または、指定会社の情報を公開する。
4. 取得したドメインの所有権は乙に帰属する。
5. 甲が、本業務サービス解約し、乙がドメインを譲渡する場合の移管手数料は、甲が全額負担するものとする。また、譲渡手数料として、¥20,000（税込）を請求するものとする。

第10条 管理サービスの契約期間・対応範囲

WEB ページ制作・管理請負契約申込確認書に記載されている期間及び内容に準じる。

第11条 （各サービスの一時的な停止）

乙は、以下の事由により、甲に事前の通知なく、一時的にサービスの提供を停止することが出来るものとします。サービスの停止による直接又は間接に生じた甲又は第三者の損失や損害について、乙は、その内容・態様の如何に係わらず一切の責任を負わないものとします。

1. サービスの稼動状態を良好に保つため、当事業所のシステム保守・点検・修理などを行う場合。
2. 火災・地震・停電によるサービスの提供が出来なくなった場合。
3. 天変地異などにより、サービスの提供が出来なくなった場合。
4. その他、運用上又は技術上、サービス提供の一時的な停止を必要とした場合。
5. 乙は、前項の理由によりサービスの一時停止を行った場合において、サービスの継続的な提供が困難だと判断した場合。

第12条 サービスの終了

乙は、甲に対し最低30日前までに通知を行うことによりサービスを終了することが出来るものとします。

サービス終了によって直接又は間接的に生じた、甲又は第三者の損失や損害について、その内容・態様の如何に係わらず、乙は、一切の損害の責任を負いません。

第13条 制作料金

1. 甲は、納入物の対価として、乙からの請求にもとづき、その制作等に関する料金及び消費税相当額を別途乙に支払うものとする。
2. 本契約に基づく料金は、乙のホームページ上の料金表及び見積書に定める通りとする。なお、乙は、ホームページ上の料金表については、予め告知することによって価格変更をできるものとする。
3. 本業務料金の支払条件は、クレジットカード決済・銀行振込とし、甲は乙が指定したサイト及び銀行口座に振り込んで支払う。振込手数料は甲の負担とする。ただし、乙が見積書にて料金の支払い条件を別途明示している場合は、見積書の記載を優先する。

第14条 制作物の返品・再作成

1. 納品物が甲の提示した仕様を満たさない場合、それが乙の故意または重大な過失に帰するものである場合に限り、乙の負担にて再作成を行う。
2. 納品物が甲の提示した仕様を満たさない場合のうち、甲の制作目的を大幅に阻害するものである場合、両者協議の上返品 することができる。この場合、手付け金は返金しない。また、手付け金とは別に、甲は乙が本契約の遂行のために負担した実費（機材・ソフトウェア・素材集の購入）を負担する。
3. 甲が乙に提示した情報または指示の誤りに起因して再作成を行うこととなった場合には、予め定めた制作料金のほかに、甲は乙に、乙が合理的な根拠に基づいて計算した追加料金を支払う。
4. 画像スキャンは、デジタルデータ化された画像の発色や鮮明度等に原稿と多少の差異が生じる場合があるが、これは乙の責任範囲外とする。

第15条 通知

1. 一方から他方への通知は、電子メールまたは文書等、社会通念上適当と判断される通信手段により行うものとする。
2. 前項の規定に基づき通知を電子メールにより行う場合には、当該通知はインターネット上に配信された時に配信されたものとする。
3. ただし、本契約を変更または解除する必要が生じた場合には、前項の規定にかかわらず、文書又はメールにより通知するものとする。

第16条 知的所有権

1. 本契約に基づくホームページの制作に必要なHTML データ、および画像データ、スクリプト等の一切の制作物（以下「制作物」という）に関する所有権は乙に帰属する。甲が提出した仕様書、テキスト原稿、画像等に関する所有権は甲に帰属する。
2. 制作途中に制作案等の用途に使用して、納品物として採用されなかった制作物に関する所有権及び使用权は乙に帰属する。
3. 乙は、甲が制作物をインターネット上に公開する目的で使用することを許諾する。

第16条 知的所有権（続）

- 乙は、甲が制作物をインターネット上の公開またはコンテンツの維持の目的で改変することを許諾する。
- 甲が制作物を上記3の目的以外で使用する場合には乙の許可を得なければならない。この場合、乙は甲に対して、乙が使用を許可する時点で提示した著作権料を請求することができる。
- 乙は、制作物を自らが制作したものであると公開することができる。
- 甲は、乙による事前の書面または双方が合意した方法による電磁的措置による承諾がない限り、上記2および3で定める制作物の使用権、改変権を第三者に譲渡、移転、またはその他の処分を行うことはできない。
- ウェブコンテンツを構成するすべてのプログラム・ソフトウェア・サービス・商標及び商号ならびに乙及び乙が業務提携する事業者等が提供するサービス・商品及びそれに付随する技術全般に関する権利は、乙、乙が業務提携する事業者等、プログラム等の権利者又は情報提供者等に帰属するものであり、甲は、同権利等を侵害する行為を一切行ってはなりません。

第17条 申込後の取消、修正、解約

- 甲が、乙によるホームページの制作開始後に申込の取消を行う場合、甲は、乙が合理的な根拠に基づいて計算した制作途中までの作業料金及び乙が本契約の遂行のために負担した実費をすみやかに支払う。
- 甲が、申込後に仕様の修正を行う場合、乙は再見積を提出することができる。見積の内容で合意できない場合は、甲は上記1の取消と同様の条件によって計算した金額を支払い、契約を解除することができる。

第18条 責任制限

乙は、制作物自体または制作物の使用から直接的または間接的に生じたいかなる損害についても、乙に故意または重大な過失がある場合を除いては、一切責任を負わない。また乙が責任を負う場合でも、制作代金のうち該当部分の金額を超えて責任を負わない。

第19条 損害賠償

甲が本規約、又は各ガイドライン及び法令の定め違反したことにより、乙及び乙が業務提携する事業者等を含む第三者に損害を及ぼした場合、甲は、当該損害を賠償する責任を負い、いかなる場合も乙及び乙が業務提携する事業者等を含む第三者を免責するものとします。

第20条 禁止行為

甲及び乙は、以下に該当する行為をしないことを承諾するものとする。なお、いずれか一方が下記に反した行為を行った場合、あるいは下記に反する行為を行う恐れがあると相手方が判断した場合、相手方は、相当な期間を定めて催告の上、本契約を解除することができる。

- 相手方または第三者の著作権その他の知的財産権を侵害または侵害するおそれのある行為。
- 相手方または第三者を誹謗中傷し、または名誉を傷つけるような行為。
- 相手方または第三者の財産、プライバシーを侵害し、または侵害するおそれのある行為。
- 公序良俗に反する内容の情報、文書および図形等を他人に公開する行為。
- 法令に違反するもの、または違反するおそれのある行為。
- その他相手方が不適切と判断する行為。

第21条 期限の利益の喪失について

甲に次の各号のいずれかに該当する事実があった場合、甲は乙に対する債務の一切の期限の利益を喪失し、乙は催告することなく利用契約を解約することができるものとする。

- 本契約に基づく制作代金の支払いを遅延したとき及び履行しないとき。
- 支払いの停止、又は破産、民事再生手続き開始、会社更生手続き開始、会社整理開始、もしくは特別清算開始の申し立てがあったとき。
- 振り出した手形、又は小切手が不渡りとなったとき
- 第20条の禁止行為を行なったとき、その他本契約に違反したとき
- 甲としての地位が失われたとき、又は不明となったとき

第22条 条項の無効について

万が一、裁判所によって本契約の各条項が無効、違法または適用不能と判断された場合においても、当該条項を除く他の条項の有効性、合法性、および適用可能性には、なんらの影響や支障が生じるものではない。

第23条 ご利用情報の保護について

- 乙は、甲がサービスをお申込、またはご利用いただくことにより得られる情報について、サービスの円滑な運営、契約者情報の管理、利用料金の請求ならびに、サービスに関する契約者に対する満足度向上、利用促進を目的とした調査、検

討、企画等の為のみに利用するものとし、その他の目的には、一切使用しないものとする。

- 甲の情報については、サービスの運営や商品作成に必要な場合を除き、第三者に開示しないものとする。ただし、事前に契約者の同意が得られた場合は、この限りではないものとする。
- その他、ご利用情報の保護については、個人情報保護指針に基づき行うものとする。

第24条 機密保持

甲および乙は、本基本契約または個別契約に関連して知り得た相手方または相手方の顧客の技術上、販売上その他業務上の機密を、本基本契約の存続期間中はもとより本基本契約終了後といえども第三者に漏洩してはならないものとする。

第25条 準拠法について

本契約に関する準拠法は、日本法とする。

第26条 有効期間

- 本契約の有効期間は、本契約締結の日から委託業務が終了するまでとする。
- 本契約と関連することを明示した個別契約が本契約の失効時に存続している場合には、前項にかかわらず、本契約が当該個別契約の存続期間中効力を有するものとする。

第27条 協議および管轄裁判所について

- 本契約に定めのない事項および利用契約に関して甲と乙との間で問題及び疑義を生じた場合には、法令、商習慣等によるほか甲乙協議の上、信義誠実の原則に基づき円満に解決をするものとする。
- 本契約に関して訴訟が必要な場合は、名古屋地方裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所とする。

第28条 本規約の変更

乙の都合により、本規約の内容を必要に応じ予告なくして改定することが出来、甲は、その都度、本規約の内容を確認するものとします。改定後に甲がサービスを利用した場合には、改定に同意したものとみなします。なお、本規約を確認しなかったことに起因する直接または間接に生じた利用者及び第三者に与える損害については、その内容、態様の如何に係わらず、乙は一切の責任を負わないものとします。

第29条 契約成立の証

甲と乙は、契約の成立を証として、甲は、「WEB ページ制作・管理請負契約申込書」並びに「WEB ページ制作・管理請負契約同意書」に、乙は、「WEB ページ制作・管理請負契約承諾書」の電子契約書ファイルを作成し、それぞれ電子署名を行う。なお、契約においては、電子データである電子契約書ファイルを原本とし、それらのファイルを印刷した文書はその写しとする。